

附属書二 品目別規則

1 この附属書に定める品目別規則の適用上、

(a) 「RVC四十パーセント」とは、第二十七条に定める計算式を用いて算定する製品の域内原産割合が四十パーセント以上であつて、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう。

注釈 この附属書の規定の適用上、第二十七条2(a)の規定を適用する。

(b) 「CC」とは、各類、項、号の製品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて二桁^{けた}番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(c) 「CTH」とは、各類、項、号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて四桁^{けた}番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(d) 「CTSH」とは、各類、項、号の製品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、製品の生

産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であつて六桁番号けたの水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(e) 「WO」とは、第二十五条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

2 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

3 第二十八条1(b)の規定の適用上、次の規定を適用する。

(i) 統一システムの第一八〇三・一〇号、第一八〇三・二〇号及び第一八〇五・〇〇号の各号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの十パーセント以下の場合

(ii) 統一システムの第二一〇三・九〇号に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料（必要なCTCが行われていないものに限る。）の総額が、当該産品のFOBの七パーセント以

下の場合

		関税率表番号					品名		品目別規則
第六類	第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）	第五類	第四類	第三類	第二類	第一類	第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）		
生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他		動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	動物 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	肉及び食用のくず肉	動物（生きているものに限る。）			
CC		CC	CC	CC	CC（第一類からの変更を除く。）	CC			

				第九類	第八類	第七類	
			○九・〇一				
○九〇一・一二	○九〇一・一一						
カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー（いったものを除く。）	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	食用の野菜、根及び塊茎	これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
CC	CC				CC	CC	

			○九・〇四	○九・〇三	○九・〇二			
○九〇四・一一			○九〇三・〇〇		○九〇一・九〇	○九〇一・二二	○九〇一・二二	
破碎及び粉碎のいずれもしてないもの	ペッパー	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及びこしょう属のペッパー	マテ	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）	その他のもの	カフェインを除いたもの	カフェインを除いてないもの	コーヒー（いったものに限る。）
CC			CC	CC	CC	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	

	○九・〇九	○九・〇八	○九・〇七			○九・〇六	○九・〇五	
			○九〇七・〇〇	○九〇六・二〇	○九〇六・一〇		○九〇五・〇〇	○九〇四・二〇
	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	肉づく、肉づく花及びカルダモン類	丁子（果実、花及び花梗 <small>こう</small> に限る。）	破砕し又は粉砕したもの	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	けい皮及びシンナモンツリーの花	バナラ豆	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）
	CC	CC	CC	CTSH	CC		CC	CC
								○九〇四・一二
								破砕し又は粉砕したもの
								CTSH

第一〇類										
										〇九・一〇
	〇九一〇・九九	〇九一〇・九一		〇九一〇・五〇	〇九一〇・四〇	〇九一〇・三〇	〇九一〇・二〇	〇九一〇・一〇		
穀物	その他のもの	この類の注1(b)の混合物	その他の香辛料	カレー	月けい樹の葉及びタイム	うこん	サフラン	しょうが	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
CC	CC	CTSH		CTSH	CC	CC	CC	CC		

						第一類
	一一・〇五	一一・〇四	一一・〇三	一一・〇二	一一・〇一	
一一〇五・一〇					一一〇一・〇〇	
粉及びミール	ト ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	小麦粉及びメスリン粉	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
CC（第七類からの変更）		CC	CC	CC	CC	

一一・〇七					一一・〇六	
	一一〇六・三〇	一一〇六・二〇	一一〇六・一〇			一一〇五・二〇
麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	第八類の物品のもの	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの	乾燥した豆（第〇七・二三項のものに限る。）のもの	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	フレーク、粒及びペレット	
CC	CC（第八類からの変更を除く。）	CC（第七類からの変更を除く。）	CC		CC（第七類からの変更を除く。）	を除く。）

	第一五類	第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）	第一四類	第一三類	第一二類		
一五・〇一						一一・〇九	一一・〇八
一五〇一・〇〇							一一〇九・〇〇
豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	でん粉及びイヌリン
CC			CC	CC	CC	CC	CC

	一五・〇六	一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	C C	
	一五・〇五	一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	C C	
	一五・〇四		魚又は海棲 ^{せいほ} 哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	C C	
	一五・〇三	一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	C C	
	一五・〇二	一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	C C	
			九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		

		一五・〇九			一五・〇八	一五・〇七
一五〇九・九〇	一五〇九・一〇		一五〇八・九〇	一五〇八・一〇		
その他のもの	バージン油	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
CTSH	CC		CTSH	CC		CC

			一五・一二	一五・一一		一五・一〇
一五二二・一九	一五二二・一一					一五二〇・〇〇
その他のもの	粗油	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
C T S H	C C			C C		C C

一五・一五	一五・一四	一五・一三	一五二二・二九	一五二二・二二	
その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	菜種油及びびからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	その他のもの	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	綿実油及びその分別物
C C	C C	C C	C C	C C	

一五・一八	一五・一七	一五・一六	
一五一八・〇〇			
動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ポイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	い。）
C T H	C T H	C T H	

	第一六類	第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）				
一六・〇一			一五・二二	一五・二二	一五・二〇	
一六〇一・〇〇			一五二二・〇〇		一五二〇・〇〇	
ソーセイジその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品		デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液	他の項に該当するものを除く。）
からの変更を除く。）			C T H	C T H	C T H	

							一六・〇二
	一六〇二・三九	一六〇二・三二	一六〇二・三一		一六〇二・二〇	一六〇二・一〇	
豚のもの	その他のもの	鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの	七面鳥のもの	第〇一・〇五項の家きんのもの	動物の肝臓のもの	均質調製品	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、 くず肉及び血
	CC	CC	CC（第一類又は第二類 からの変更を除く。）		CC	CC（第一類又は第二類 からの変更を除く。）	

	一六・〇四					
		一六・〇三				
		一六〇三・〇〇	一六〇二・九〇	一六〇二・五〇	一六〇二・四九	一六〇二・四二
						一六〇二・四一
用物	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）	牛のもの	その他のもの（混合物を含む。）	肩肉及びこれを分割したもの
		CC	CC	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）

一六〇四・一六	一六〇四・一五	一六〇四・一四	一六〇四・一三	一六〇四・一二	一六〇四・一一	
かたくちいわし	さば	おまぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお	いわし	にしん	さけ	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）
を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	C C	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	

			一六・〇五			
一六〇五・三〇	一六〇五・二〇	一六〇五・一〇		一六〇四・三〇	一六〇四・二〇	一六〇四・一九
ロブスター	シュリンプ及びプローン	かに	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	キャビア及びその代用物	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚	その他のもの
を 除く。 ） C C（第三類からの変更	C C	を 除く。 ） C C（第三類からの変更		C C	を 除く。 ） C C（第三類からの変更	を 除く。 ） C C（第三類からの変更

				第一七類		
		一七・〇二		一七・〇一		
一七〇二・一一					一六〇五・九〇	一六〇五・四〇
無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のものに限る。）	糖類及び砂糖菓子	その他のもの	その他の甲殻類
を除外。） C C（第四類からの変更			更を除外。） C C（第一二類からの変更		を除外。） C C（第三類からの変更	C C

一七〇二・六〇	一七〇二・五〇	一七〇二・四〇	一七〇二・三〇	一七〇二・二〇	一七〇二・一九
その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	かえで糖及びかえで糖水	その他のもの
CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC（第一類又は第二類からの変更を除く。）	CC	CC（第四類からの変更を除く。）

	第一八類					
一八・〇一				一七・〇四	一七・〇三	
一八〇一・〇〇		一七〇四・九〇	一七〇四・一〇			一七〇二・九〇
カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	ココア及びその調製品	その他のもの	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）
CC		CC	RVC四十パーセント		CC（第一二類からの変更を除く。）	CC

	第一九類					
一九・〇一		一八・〇六	一八・〇五	一八・〇四	一八・〇三	一八・〇二
			一八〇五・〇〇	一八〇四・〇〇		一八〇二・〇〇
麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食品（ココアを含有するもの）にあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	チョコレートその他のココアを含有する調製食品	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	カカオ脂	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）	カカオ豆の殻、皮その他のくず
CC		CC	CC	CTH	CC	CC

一九・〇四	一九・〇三	一九・〇二	
	一九〇三・〇〇		
穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製 食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又は	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物 （フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他 これらに類する形状のものに限る。）	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、 ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ （加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又は その他の調製をしたものであるかないかを問わな い。）及びクースクース（調製してあるかないかを 問わない。）	限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及 び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の 調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全 に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が 全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に 該当するものを除く。）
C C	C C（第一類からの変 更を除く。）	C C	

					一九・〇五	
一九〇五・三二	一九〇五・三一		一九〇五・二〇	一九〇五・一〇		
ワッフル及びウエハー	スイートビスケット	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	クリスプブレッド	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	フレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）
CC	CC		CC	CC		

			第二〇類		
	二〇・〇三	二〇・〇二	二〇・〇一		
				一九〇五・九〇	一九〇五・四〇
<p>調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	<p>調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	<p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p>	<p>その他のもの</p>	<p>ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品</p>
<p>CC（第七類からの変更を除く。）</p>	<p>CC（第七類からの変更を除く。）</p>	<p>CC（第七類又は第八類からの変更を除く。）</p>		<p>CC（第一一・〇五項からの変更を除く。）</p>	<p>CC</p>

	二〇・〇七			
		二〇・〇六		
		二〇〇六・〇〇		
	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）
		CC（第七類又は第八類からの変更を除く。）	CC（第七類からの変更を除く。）	CC（第七類からの変更を除く。）

	二〇・〇八				
		二〇〇七・九九	二〇〇七・九一		二〇〇七・一〇
ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）	果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）	その他のもの	かんきつ類の果実	その他のもの	均質調製果実
		ＣＣ（第七類又は第八類からの変更を除く。）	ＣＣ（第八類からの変更を除く。）		ＣＣ（第八類からの変更を除く。）

二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇	二〇〇八・四〇	二〇〇八・三〇	二〇〇八・二〇	二〇〇八・一九	二〇〇八・一一
さくらんぼ	あんず	なし	かんきつ類の果実	パイナップル	その他のもの（混合したものを含む。）	落花生
を 除く。 ） C C（第八類からの変更	を 除く。 ） C C（第八類からの変更	を 除く。 ） C C（第八類からの変更	を 除く。 ） C C（第八類からの変更	を 除く。 ） C C（第八類からの変更	を 除く。 ） C C（第八類からの変更	更 を除く。 ） C C（第一二類からの変更

			第二類		
		二二・〇一		二〇・〇九	
二二〇一・一一					
エキス、エッセンス及び濃縮物	<p>コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品</p>	<p>コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物</p>	<p>各種の調製食料品</p>	<p>果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p>	<p>を除く。）</p>
CC				CC	

二二・〇三	二二・〇二	二二〇一・三〇	二二〇一・二〇	二二〇一・一二
ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品
	CC	CC（第一〇類又は第一九類からの変更を除く。）	CC	CC

	二二・〇六	二二・〇五	二二・〇四				
二二〇六・一〇		二二〇五・〇〇		二二〇三・九〇	二二〇三・三〇	二二〇三・二〇	二二〇三・一〇
物質 たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）	び均質混合調製食料品	その他のもの	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	トマトケチャップその他のトマトソース	醤油 ^{しよゆう}
CC		CC	CC	CC	CC	CC（第七類又は第二〇類からの変更を除く。）	CC

					第三類	
一一一・〇三三			一一一・〇二一		一一一・〇一一	
一一一〇三三・〇〇〇	一一一〇二二・九〇〇	一一一〇二二・一〇〇				二二〇六・九〇〇
ビール	その他のもの	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪	飲料、アルコール及び食酢	その他のもの
C T H	R V C 四十パーセント	C C			C C	R V C 四十パーセント

二二・〇八	二二・〇七	二二・〇六	二二・〇五	二二・〇四
		二二〇六・〇〇		
エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リ	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のかんを問わない。）	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）
	C C	C C	C C	C C

二二〇八・五〇	二二〇八・四〇	二二〇八・三〇	二二〇八・二〇	
ジン及びジュネヴァ	ラム及びタフイア	ウイスキー	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	キールその他のアルコール飲料
は、 RVC四十パーセント又 CTH(第二二・〇七項	は、 RVC四十パーセント又 CTH(第二二・〇七項 からの変更を除く。)	は、 RVC四十パーセント又 CTH(第二二・〇七項 からの変更を除く。)	は、 RVC四十パーセント又 CTH(第二二・〇七項 からの変更を除く。)	

二二〇八・九〇	二二〇八・七〇	二二〇八・六〇	
その他のもの	リキュール及びコーディアル	ウオッカ	
<p>RV C 四十パーセント及びC T H (合成清酒又は料理用酒(みりん)に限る。) C C (第八類又は第二〇類からの変更を除く。) (果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限</p>	<p>は、 R V C 四十パーセント又は、 C T H (第二二・〇七項からの変更を除く。)</p>	<p>は、 R V C 四十パーセント又は、 C T H (第二二・〇七項からの変更を除く。)</p>	<p>からの変更を除く。)</p>

		第二三類		
二三・〇二	二三・〇一		二二・〇九	
			二二〇九・〇〇	
<p>ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふり分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るもの</p>	<p>肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす</p>	<p>飼料 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製</p>	<p>食酢及び酢酸から得た食酢代用物</p>	<p>る。） C T H（第二二・〇七項からの変更を除く。）（合成清酒又は料理用酒（みりん）及び果汁をもととしたものであって、アルコール分がパーセント未満のものを除く。）</p>
C T H	C T H		C C	

二三・〇八	二三・〇七	二三・〇六	二三・〇五	二三・〇四	二三・〇三	
二三〇八・〇〇	二三〇七・〇〇		二三〇五・〇〇	二三〇四・〇〇		
飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物	ぶどう酒かす及びアーゴル	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）	とし、ペレット状であるかないかを問わない。）
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	

						第二四類		
二四・〇三	二四・〇二				二四・〇一		二三・〇九	
		二四〇一・三〇	二四〇一・二〇	二四〇一・一〇				
その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シート	葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ (たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。)	くずたばこ	たばこ(全部又は一部の骨を除いたものに限る。)	たばこ(骨を除いてないものに限る。)	たばこ(製造たばこを除く。)及びくずたばこ	たばこ及び製造たばこ代用品	飼料用に供する種類の調製品	のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)
CTH	CTH	CTSH	CC	CC			RVC四十パーセント	

二九・一八			二九・〇六		
	二九〇六・一一			二九〇五・四四	
カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	メントール	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	D-グルシトール（ソルビトール）	その他の多価アルコール
	更を除く。） C C（第三三類からの変更を除く。）			からの変更を除く。） C T H（第一七・〇二項	

第二五類				
	二九・四〇			
	二九四〇・〇〇	二九一八・一五	二九一八・一四	
たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>こま</small> 膠着剤及び酵素	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しよ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）	くえん酸の塩及びエステル	くえん酸	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
	C T H（第一七・〇二項からの変更を除く。）	C C（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）	C C（第一七類又は第二三類からの変更を除く。）	

三五・〇三						三五・〇二
三五〇三・〇〇	三五〇二・九〇	三五〇二・二〇	三五〇二・一九	三五〇二・一一		
ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状の	その他のもの	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）	その他のもの	乾燥したもの	卵白	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体
CTH	CTH	CTH	CC（第四類からの変更を除く。）	CC（第四類からの変更を除く。）		

		第三八類		
	三八・〇九		三五・〇五	
三八〇九・一〇				
でん粉質の物質をもととしたもの	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	各種の化学工業生産品	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤	ものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシンググラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）
CTH（第一一・〇八項又は第三五・〇五項からの変更を除く。）			CTH	

	第四三類	第四二類	第四一類	第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）			三八・二四	
四三・〇一					三八二四・六〇			
	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	原皮（毛皮を除く。）及び革		ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）	鑄物用の鑄型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一の					からの変更を除く。）			
CC		CC	CC					

第四四類	第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び杖条細工物（第四四類から第四六類まで）							
		四三・〇四			四三・〇三	四三・〇二		
		四三〇四・〇〇	四三〇三・九〇	四三〇三・一〇				
		人造毛皮及びその製品	その他のもの	衣類及び衣類附属品	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	
木材及びその製品並びに木炭		CC	CC	CTH（第四三・〇二項からの変更を除く。）		CC		

四四・〇四	四四・〇三	四四・〇二	四四・〇一
		四四〇二・〇〇	
<p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの</p>	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材</p>
CTH	CTH	CTH	CTH

四四・〇九	四四・〇八	四四・〇七	四四・〇六	四四・〇五	
				四四〇五・〇〇	
さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木	化粧ばり用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるか否かを問わない。）	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるか否かを問わない。）	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木	木毛及び木粉	
C T H	C T H	C T H	C T H	C T H	

四四・一三	四四・一二	四四・一一	四四・一〇	
四四一三・〇〇				
改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のもの）	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）	材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
CTH	CTH（第四四・〇七項又は第四四・〇八項からの変更を除く。）	CTH	CTH	

四四・一九	四四・一八	四四・一七	四四・一六	四四・一五	四四・一四	
四四一九・〇〇		四四一七・〇〇	四四一六・〇〇		四四一四・〇〇	
木製の食卓用品及び台所用品	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	のに限る。）
CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	CTH	

		第四六類		
	四六・〇一		四四・二二	四四・二〇
四六〇一・二〇				
敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	<p>さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）</p>	<p>ご細工物及び枝条細工物</p> <p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにか</p>	<p>その他の木製品</p>	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具</p>
CC（第一四〇一・九〇			CTH	CTH

			第五〇類	第一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）（注釈参照）			
五〇・〇三	五〇・〇二	五〇・〇一					
	五〇〇二・〇〇	五〇〇一・〇〇			四六〇一・九一		
絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）	生糸（よってないものに限る。）	繭（繰糸に適するものに限る。）	絹及び絹織物		植物性材料製のもの	その他のもの	
CTH	CTH	CC		CC（第一四〇一・九〇号のいぐさからの変更を除く。）		号のいぐさからの変更を除く。）	

五〇・〇七	五〇・〇六	五〇・〇五	五〇・〇四
	五〇〇六・〇〇	五〇〇五・〇〇	五〇〇四・〇〇
絹織物	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）
若しくはなせんされること 産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされる場合 に限る。）又は、	CTH（第五〇・〇四項 から第五〇・〇六項までの 各項の非原産材料を使用す る場合には、当該非原産材 料のそれぞれが一又は二以 上の締約国において完全に 紡績され、又は浸染され、 若しくはなせんされる場合 に限る。）又は、	CTH（第五〇・〇六項 からの変更を除く。）	CTH

				第五一類	
五一・〇四	五一・〇三	五一・〇二	五一・〇一		
五一〇四・〇〇					
羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（反毛した繊維に限る。）	羊毛、織獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）	織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛（カードし又はコームしたものを除く。）	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	及び第五〇・〇七項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。
CC	CC	CC	CC		

五 一 ・ 一 一	五 一 ・ 一 〇	五 一 ・ 〇 九	五 一 ・ 〇 八	五 一 ・ 〇 七	五 一 ・ 〇 六	五 一 ・ 〇 五
	五 一 一 〇 ・ 〇 〇					
紡毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）	粗獣毛製又は馬毛製の糸（馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを含むものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	羊毛製又は織獣毛製の糸（小売用にしたものに限る。）	紡毛糸及び梳毛糸（織獣毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	梳毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	紡毛糸（羊毛製のものに限るものとし、小売用にしたものを除く。）	羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコムしたもの（小塊状のコムした羊毛を含む。）に限る。）
C T H （ 第 五 一 ・ 一 一 項	C T H （ 第 五 一 ・ 〇 六 項 から 第 五 一 ・ 一 〇 項 まで の 各 項 から の 変 更 を 除 く。 ）					C C

	五一・一三	五一・一二
	五一・一三・〇〇	
	毛織物（粗獣毛製又は馬毛製のものに限る。）	梳毛織物（羊毛製又は織獣毛製のものに限る。）
<p>から第五一・一三項までの各項からの変更を除く。）（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（C T Cを必要としない。）。</p>		

							第五二類
五二・〇七	五二・〇六	五二・〇五	五二・〇四	五二・〇三	五二・〇二	五二・〇一	
				五二〇三・〇〇		五二〇一・〇〇	
綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）	綿糸（綿の重量が全重量の八五%未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿糸（綿の重量が全重量の八五%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	綿製の縫糸（小売用にしたものではないかを問わない。）	綿（カードし又はコムしたものに限る。）	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）	綿及び綿織物
	又はコムされる場合に限り。	当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全にカードされ、	から第五二・〇七項までの各項からの変更を除く。）	CC	CC	CC	

五二・一一	五二・一一	五二・一〇	五二・〇九	五二・〇八	
その他の綿織物	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもので、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）	綿織物（綿の重量が全重量の八五%以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）	CTH（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項からの変更を除く。） （第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に紡績されること（CTC

				第五三類	
	五三・〇四	五三・〇三	五三・〇二	五三・〇一	
	サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	ジュートその他の紡織用 ^{じん} 靱皮繊維（精紡したものの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	大麻（カナビス・サティヴァ。精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	亜麻（精紡したものを除く。）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
	C C	C C	C C	C C	
					を必要としない。）。

							五三・〇五
五三・一六	五三・〇七	五三・〇八	五三・〇九	五三・一〇	五三・一一	五三二一・〇〇	
ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）	亜麻糸	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の糸	その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸	亜麻織物	第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮繊維の織物	その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物	
							C C
							C T H（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項からの変更を除く。）
							C T H（第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項からの変更を除く。）
							C T H（第五三・一〇六項から第五三・一〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれは、当該非原産材料のそれ

		第五四類	
五四・〇二	五四・〇一		
合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単	縫糸（人造繊維の長繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）	人造繊維の長繊維及びその織物	
CC	CC		<p>それが一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（CTCを必要としない。）。</p>

	五四・〇五	五四・〇四	五四・〇三
	五四〇五・〇〇		
再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）
CC	CC	CC	CC

				第五五類	
五五・〇四	五五・〇三	五五・〇二	五五・〇一		
		五五〇二・〇〇			
再生繊維又は半合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） その他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ	合成繊維の長繊維のトウ	人造繊維の短繊維及びその織物	
CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各 項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各 項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各 項からの変更を除く。）	CC（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各 項からの変更を除く。）		されること（CTCを必要 としない。）。

	五五・一五	五五・一四	五五・一三	五五・一二	五五・一一		
	合成繊維の短繊維のその他の織物	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラムを超えるものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が一平方メートルにつき一七〇グラム以下のものに限る。）	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）	人造繊維の紡績糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）		にしたものを除く。）
及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第
	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第	産品が完全に浸染され、 若しくはなせんされること 及び第五五・一二項から第
	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）	は二以上の締約国において 完全にカードされ、又は コームされる場合に限る。）
	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）	CTH（第五五・〇八項から第五 五・一一項までの各項の非 原産材料を使用する場合に は、当該非原産材料のそれ ぞれが一又は二以上の締約 国において完全に紡績さ れ、又は浸染され、若しく はなせんされる場合に限 る。）又は、	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）	CTH（第五五・一二項 から第五五・一六項までの 各項からの変更を除く。）

	第五六類	
		五五・一六
五六・〇一		
再生繊維又は半合成繊維の短繊維の織物	ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
紡織用繊維のウオツディング及びその製品並びに長さ五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネツプ		五五・一六項までの各項の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全に製織されること（C T C を必要としない。）。
		C C（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類からの変更を除く。）

五六・〇四	五六・〇三	五六・〇二	
<p>ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに 限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項 又は第五四・〇五項のストリップその他これに類す</p>	<p>不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した ものであるかないかを問わない。）</p>	<p>フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層し たものであるかないかを問わない。）</p>	<p>CC（第五〇・〇四項か ら第五〇・〇七項までの各 項、第五一・〇六項から第 五一・一三項までの各項、 第五二・〇四項から第五 二・一二項までの各項、第 五三・〇六項から第五三・ 一一項までの各項、第五 五・〇八項から第五五・一 六項までの各項又は第五四 類からの変更を除く。）</p>
<p>CC（第五〇・〇四項か ら第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第</p>	<p>CC（第五五・〇八項か ら第五五・一六項までの各 項からの変更を除く。）</p>		

	五六・〇五		
	五六〇五・〇〇		
	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）	る物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）	五一・一〇項までの各項、 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、 第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、 第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇一七項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）
	CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五		

	五六・〇六	
	五六〇六・〇〇	
<p>ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シエニールヤーン（フロックシエニールヤーンを含む。）及びループウエールヤーン</p>	<p>二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）</p>	
	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・</p>	

五六・〇七	
<p>ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）</p>	<p>〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）</p>
<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇</p>	

五六・〇八	
結び網地（ひも又は綱から製造したものに限り、及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）	
<p>六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一〇八項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）</p> <p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一〇</p>	

	五六・〇九	
	五六〇九・〇〇	
糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各 項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各 項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各 項、第五四・〇一 項から第五四・〇六項までの各 項又は第五五・〇一 項までの各 項の非原産材 料を使用する 場合には、当 限る。）</p>	<p>一 項までの各 項の非原産材 料を使用する 場合には、当 該非原産材 料のそれぞれ が 一又は二以上 の締約国にお いて完全に紡 績される場合 に限る。）</p>

	第五七類
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。) (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四</p>	<p>該非原産材料のそれぞれが 一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。)</p>

第五八類	
<p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びびししゅう布</p>	
<p>CC（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第 五一・一〇項までの各項、 第五二・〇四項から第五 二・〇七項までの各項、第 五三・〇六項から第五三・</p>	<p>項から第五二・〇七項まで の各項、第五三・〇六項か ら第五三・〇八項までの各 項、第五四・〇一項から第 五四・〇六項までの各項又 は第五五・〇八項から第五 五・一一項までの各項の非 原産材料を使用する場合に は、当該非原産材料のそれ ぞれが一又は二以上の締約 国において完全に紡績され る場合に限る。）</p>

	第五九類	
五九・〇一		
書籍装丁用その他これに類する用途に供する種類の紡織用繊維の織物類でガム又はでん粉質の物質を塗布したもの、トレーシングクロス、画用カンバス及びハットファンデーション用バックラムその他これに類する硬化紡織用繊維の織物類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・〇一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）
三・〇九項から第五三・一	CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一	

	五九・〇二
<p>タイヤコードファブリック（ナイロンその他のポリ アミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンの強 力糸のものに限る。）</p>	<p>一 項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 は第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項から の変更を除く。）</p> <p>C T H（第五〇・〇七 項、第五一・一一項から第 五一・一三項までの各項、 第五二・〇八項から第五 二・一二項までの各項、第 五三・〇九項から第五三・ 一一項までの各項、第五 四・〇七項、第五四・〇八 項又は第五五・一二項から 第五五・一六項までの各項 からの変更を除く。）（第 五〇・〇四項から第五〇・ 〇六項までの各項、第五 一・〇六項から第五一・一</p>

五九・〇三	
紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第五九・〇二項のものを除く。）	
<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一</p>	<p>〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）</p>

一項までの各項、第五四・
○七項、第五四・○八項又
は第五五・一二項から第五
五・一六項までの各項から
の変更を除く。) (第五
○・○四項から第五○・○
六項までの各項、第五一・
○六項から第五一・一○項
までの各項、第五二・○四
項から第五二・○七項まで
の各項、第五三・○六項か
ら第五三・○八項までの各
項、第五四・○一項から第
五四・○六項までの各項又
は第五五・○八項から第五
五・一一項までの各項の非
原産材料を使用する場合に
は、当該非原産材料のそれ
ぞれが一又は二以上の締約
国において完全に紡績され

	五九・〇四			る場合に限る。)
			リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかな いかを問わない。）	C C（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 は第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項から の変更を除く。）（第五 〇・〇四項から第五〇・〇 六項までの各項、第五一・ 〇六項から第五一・一〇項 までの各項、第五二・〇四 項から第五二・〇七項まで の各項、第五三・〇六項か ら第五三・〇八項までの各

五九・〇五	
五九〇五・〇〇	
紡織用繊維の壁面被覆材	
<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項から</p>	<p>項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。)</p>

五九・〇六	
項のものを除く。)	
ゴム加工をした紡織用繊維の織物類(第五九・〇二 第五一・一一項から第五	の変更を除く。)(第五 〇・〇四項から第五〇・〇 六項までの各項、第五一・ 〇六項から第五一・一〇項 までの各項、第五二・〇四 項から第五二・〇七項まで の各項、第五三・〇六項か ら第五三・〇八項までの各 項、第五四・〇一項から第 五四・〇六項までの各項又 は第五五・〇八項から第五 五・一一項までの各項の非 原産材料を使用する場合に は、当該非原産材料のそれ ぞれが一又は二以上の締約 国において完全に紡績され る場合に限る。)

一・一三項までの各項、第
五二・〇八項から第五二・
一二項までの各項、第五
三・〇九項から第五三・一
一項までの各項、第五四・
〇七項、第五四・〇八項又
は第五五・一二項から第五
五・一六項までの各項から
の変更を除く。) (第五
〇・〇四項から第五〇・〇
六項までの各項、第五一・
〇六項から第五一・一〇項
までの各項、第五二・〇四
項から第五二・〇七項まで
の各項、第五三・〇六項か
ら第五三・〇八項までの各
項、第五四・〇一項から第
五四・〇六項までの各項又
は第五五・〇八項から第五
五・一一項までの各項の非

	五九・〇七	
	五九〇七・〇〇	
<p>その他の紡織用繊維の織物類（染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限り。）及び劇場用又はスタジオ用の背景幕その他これに類する物品に使用する図案を描いた織物類</p>	<p>原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）</p> <p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項</p>	

五九・〇八		
五九〇八・〇〇		
紡織用繊維製のしん（織り、組み又は編んだもので、ランプ用、ストーブ用、ライター用、ろうそく用その他これらに類する用途に供するものに限る。）並びに白熱ガスマントル及び白熱ガスマントル用の管状編物（染み込ませてあるかないかを問わない。）		までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）
三・〇九項から第五三・一	CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一	

一
項
ま
で
の
各
項
、
第
五
四
・
○
七
項
、
第
五
四
・
○
八
項
又
は
第
五
五
・
一
二
項
か
ら
第
五
五
・
一
六
項
ま
で
の
各
項
か
ら
の
変
更
を
除
く。
）
（
第
五
○
・
○
四
項
か
ら
第
五
○
・
○
六
項
ま
で
の
各
項
、
第
五
一
・
○
六
項
か
ら
第
五
一
・
一
○
項
ま
で
の
各
項
、
第
五
二
・
○
四
項
か
ら
第
五
二
・
○
七
項
ま
で
の
各
項
、
第
五
三
・
○
六
項
か
ら
第
五
三
・
○
八
項
ま
で
の
各
項
、
第
五
四
・
○
一
項
か
ら
第
五
四
・
○
六
項
ま
で
の
各
項
又
は
第
五
五
・
○
八
項
か
ら
第
五
五
・
一
一
項
ま
で
の
各
項
の
非
原
産
材
料
を
使
用
す
る
場
合
に
は
、
当
該
非
原
産
材
料
の
そ
れ
ぞ
れ
が
一
又
は
二
以
上
の
締
約
国
に
お
い
て
完
全
に
紡
績
さ
れ

	五九・〇九		
	五九〇九・〇〇		
	紡織用繊維製のホースその他これに類する管状の製品（他の材料により内張りし又は補強したものと及び他の材料の附属品を有するものを含む。）		
		<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項からの変更を除く。）（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各</p>	<p>る場合に限る。）</p>

	五九・一〇	
	五九一〇・〇〇	
伝動用又はコンベヤ用のベルト及びベルチング（紡織用繊維製のものに限るものとし、プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し若しくは積層してあるかないか又は金属その他の材料により補強してあるかないかを問わない。）		項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。）
	CTH（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項	

一・一三項までの各項、第
五二・〇八項から第五二・
一二項までの各項、第五
三・〇九項から第五三・一
一項までの各項、第五四・
〇七項、第五四・〇八項又
は第五五・一二項から第五
五・一六項までの各項から
の変更を除く。) (第五
〇・〇四項から第五〇・〇
六項までの各項、第五一・
〇六項から第五一・一〇項
までの各項、第五二・〇四
項から第五二・〇七項まで
の各項、第五三・〇六項か
ら第五三・〇八項までの各
項、第五四・〇一項から第
五四・〇六項までの各項又
は第五五・〇八項から第五
五・一一項までの各項の非

第六〇類	
メリヤス編物及びビクロセ編物	
<p>CC (第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各 項、第五一・〇六項から第 五一・一〇項までの各項、 第五二・〇四項から第五 二・〇七項までの各項、第 五三・〇六項から第五三・ 〇八項までの各項、第五 四・〇一項から第五四・〇 六項までの各項又は第五 五・〇八項から第五五・一 一項までの各項の非原産材 料を使用する場合には、当 該非原産材料のそれぞれが</p>	<p>原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に紡績される場合に限る。)</p>

第六一類	
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一</p>	<p>一又は二以上の締約国において完全に紡績され、又は浸染され、若しくはなせんされる場合に限る。）又は、 産品が完全に浸染され、若しくはなせんされること及び第六〇類の非原産材料が一若しくは二以上の締約国において完全にメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされること（CTCを必要としない。）。</p>

	第六二類	
六二・〇一		
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、ク ローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、 ウインドチーター、ウインドジャケットその他これ らに類する製品（第六二・〇三項のものを除く。）	一 項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全にメリヤス編みされ、又 はクロセ編みされる場合に 限る。）
CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五		

六二・〇二一	
女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、ク ローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、 ウインドチーター、ウインドジャケットその他これ らに類する製品（第六二・〇四項のものを除く。）	三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。）
	CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、

六二・〇三	
男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びシャツ（水着を除く。）	
<p>第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）</p> <p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を</p>	

六二・〇四	
女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）	用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）
	<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完</p>

	六二・〇五		
	男子用のシャツ		
		<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)</p>	<p>完全に製織される場合に限る。)</p>

六二・〇七	六二・〇六
<p>男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これら</p>	<p>女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス</p>
<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第</p>	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)</p>

	六二・〇八	
	<p>女子用のシングレットその他これに類する肌着、スリップ、ペティコート、ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジエ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品</p>	<p>に類する製品</p>
	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一</p>	<p>五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)</p>

六二・〇九	
乳児用の衣類及び衣類附属品	
<p>CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五</p>	<p>一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。)</p>

	六二・一〇		
	衣類（第五六・〇二項、第五六・〇三項、第五九・〇三項、第五九・〇六項又は第五九・〇七項の織物類から製品にしたものに限る。）	五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）	五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）
		CCC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原	

	六二・一一
他の衣類	トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその C C (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。)

	六二・一二		
	ブラジャー、ガードル、コルセット、サスペンダー、 ガーターその他これらに類する製品及びこれらの部 分品（メリヤス編みであるかないか又はクロセ編み であるかないかを問わない。）	<p>CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織され、又はメリヤ ス編みされ、若しくはクロ セ編みされる場合に限る。）</p>	る。）

六二・一四		六二・一三	
シヨール、スカーフ、マフラー、マントイーラ、 ベールその他これらに類する製品		ハンカチ	
一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一〇九項から第五三・一 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。）		CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。)	

六二・一五	
ネクタイ	
<p>CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一</p>	<p>五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。)</p>

六二・一六	
六二二六・〇〇	
手袋、ミトン及びビット	
<p>CC (第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五</p>	<p>一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。)</p>

	六二・一七		
	その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第六二・一二項のものを除く。）		五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）
		CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原	

	第六三類	
六三・〇一		
毛布及びびひぎ掛け	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、 紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ	産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織される場合に限 る。）
CCC(第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原		

六三・〇二	
ベツドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン 及びキッチンリネン	
	産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）
	<p>CC (第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完</p>

	六三・〇三	
	カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス	<p>完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）</p> <p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロ</p>

	六三・〇四		
	その他の室内用品（第九四・〇四項のものを除く。）		
	<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロス編みされる場合に限る。）</p>		セ編みされる場合に限る。）

六三・〇六		六三・〇五	
ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セイルボード用又はランドクラフト用のものに限		包装に使用する種類の袋	
第五一・一一項から第五	<p>CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織され、又はメリヤ ス編みされ、若しくはクロ セ編みされる場合に限る。）</p>		

	六三・〇七		
	その他のもの（ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。）	る。）並びにキャンプ用品	<p>一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。）</p> <p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・</p>

六三・〇八		
六三〇八・〇〇		
織物と糸から成るセット（附属品を有するか有しな いかを問わないものとし、ラグ、つづれ織物、し しゅうを施したテーブルクロス又はナプキンその他 これらに類する紡織用繊維製品を作るためのもの で、小売用の包装をしたものに限る。）		一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項、 第五五・一一項から第五 五・一六項までの各項又は 第六〇類の非原産材料を使 用する場合には、当該非原 産材料のそれぞれが一又は 二以上の締約国において完 全に製織され、又はメリヤ ス編みされ、若しくはクロ セ編みされる場合に限る。）
	CC（第五〇・〇七項、 第五一・一一項から第五 一・一三項までの各項、第 五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一	

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品 (第六四類から第六七類まで)			
	六三・一〇	六三・〇九	
		六三〇九・〇〇	
	ぼろ及びくず(ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。)(紡織用繊維のものに限る。)	中古の衣類その他の物品	
W O	W O	一 項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされる場合に限る。)	

			第六五類	第六四類
	六五・〇三	六五・〇二	六五・〇一	
	六五〇三・〇〇	六五〇二・〇〇	六五〇一・〇〇	
フェルト製の帽子（第六五・〇一項の帽体又はプラトウから作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）	帽体（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。）	フェルト製の帽体（成型し又はつばを付けたものを除く。）並びにフェルト製のプラトウ及びマンション（スリットマンションを含む。）	帽子及びその部分品	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
CTH	CC	CC		CC

<p>第一三部 石、プラスチック、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六</p>				
	六五・〇七	六五・〇六	六五・〇五	六五・〇四
	六五〇七・〇〇			六五〇四・〇〇
	<p>帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも</p>	<p>その他の帽子（裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>帽子（メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類（ストリップのものを除く。）から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）及びヘアネット（材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>帽子（組んだもの及びストリップ（材料を問わない。）を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。）</p>
CTH	CTH	CTH	CTH	

八類から第七〇類まで

			第七〇類
		七〇・一八	
七〇一八・九〇	七〇一八・一〇		
<p>その他のもの</p> <p>注釈 ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）を除</p>	<p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨</p>	<p>ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p>	<p>ガラス及びその製品</p> <p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）</p>
C C	C C		

		第七一類	第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、 幣（第七一類） 身近用模造細貨類並びに貨	
七一・〇三	七一・〇一			
貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを除く。）	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを除く。）	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身近用模造細貨類並びに貨幣		く。
C C	C C			

七二・〇六	七二・〇五	七二・〇四	七二・〇三	七二・〇二	
鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のも	銑鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）	フェロアロイ	
RVC四十パーセント又は CC	は、 RVC四十パーセント又は CC	は、 RVC四十パーセント又は CC	は、 RVC四十パーセント又は CC	は、 RVC四十パーセント又は CC	CC

七二・一一	七二・一〇	七二・〇九	七二・〇八	七二・〇七	
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	鉄又は非合金鋼の半製品	の（第七二・〇三項の鉄を除く。）
RVC四十パーセント	CC RVC四十パーセント又は、	CC RVC四十パーセント又は、	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	は、 CC

七二・一七	七二・一六	七二・一五	七二・一四	七二・一三	七二・一二	
鉄又は非合金鋼の線	鉄又は非合金鋼の形鋼	鉄又は非合金鋼のその他の棒	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）
RVC四十パーセント又	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント又は、 CC	

七二・二二二	七二・二二二	七二・二二〇	七二・一九	七二・一八	
	七二二二・〇〇				
ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	
	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C

七二二二・四〇	七二二二・三〇	七二二二・一九	七二二二・一一	
形鋼	その他の棒	その他のもの	横断面が円形のもの	棒（熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたものに 限るものとし、更に加工したものを除く。）
は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	は、 C C R V C 四十パーセント又	

	七二・二九	七二・二八	七二・二七	七二・二六
	その他の合金鋼の線	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
は、 C C	は、 R V C 四十パーセント又 C C	は、 R V C 四十パーセント又 C C	は、 R V C 四十パーセント又 C C	は、 R V C 四十パーセント又 C C

					第七三類	
七三・〇五	七三・〇四	七三・〇三		七三・〇二	七三・〇一	
		七三〇三・〇〇				
鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合	鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）	鑄鉄製の管及び中空の形材	線路用のものに限る。）	レール、ガードレール、ラックレール及びトングレール、轍差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、ソールプレート、レールクリップ、床板、タイルその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の	鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼	鉄鋼製品
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	

					七三・〇六	
七三〇六・五〇	七三〇六・四〇	七三〇六・三〇	七三〇六・二〇	七三〇六・一〇		
その他の溶接管（その他の合金鋼製のもので、横	その他の溶接管（ステンレス鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	その他の溶接管（鉄製又は非合金鋼製のもので、横断面が円形のものに限る。）	油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング	油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		

			七三・〇七			
七三〇七・一九	七三〇七・一一			七三〇六・九〇	七三〇六・六〇	
その他のもの	非可鍛鑄鉄製のもの	鑄造した継手	鉄鋼製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	その他のもの	その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）	断面が円形のものに限る。）
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント			は、 CC（第七二・〇八項、 第七二・〇九項又は第七二・一一項からの変更を除く。）	RVC四十パーセント	

	七三〇七・九二			七三〇七・二九		七三〇七・二二	
	七三〇七・九一			七三〇七・二三		七三〇七・二一	
	エルボー、バンド及びスリーブ（ねじ式のものに限る。）	フランジ	その他のもの	継手（突合せ溶接式のものに限る。）	フランジ	その他のもの（ステンレス鋼製のものに限る。）	
	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	CC は、 RVC四十パーセント又	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	

					七三・〇八	
	七三〇八・四〇	七三〇八・三〇	七三〇八・二〇	七三〇八・一〇		七三〇七・九九
	足場用、枠組み用又は支柱用（坑道用のものを含む。）の物品	戸及び窓並びにこれらの枠並びに戸敷居	塔及び格子柱	橋及び橋げた	構造物及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。例えば、橋、橋げた、水門、塔、格子柱、屋根、屋根組み、戸、窓、戸枠、窓枠、戸敷居、シャッター、手すり及び柱。第九四・〇六項のプレハブ建築物を除く。）並びに構造物用に加工した鉄鋼製の板、棒、型材、管その他これらに類する物品	その他のもの
	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		RVC四十パーセント
						継手（突合せ溶接式のものに限る。）
						RVC四十パーセント

七三・一〇	七三・〇九	七三〇八・九〇	
	七三〇九・〇〇		
鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	その他のもの	RVC四十パーセント又は、 CTH（第七二・〇八項から第七二・一二項までの各項又は第七二・一六項からの変更を除く。）
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		

	七三・一五	七三・一四	七三・一三	七三・一二	七三・一一
			七三・一三・〇〇		七三・一一・〇〇
接続リンクチェーン及びその部分品	鉄鋼製の鎖及びその部分品	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。） ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに 限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつ たもの（有刺のものであるかないかを問わない。） 及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリ ングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたも のを除く。）	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器
		RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント

	七三二五・八九	七三二五・八二	七三二五・八一		七三二五・二〇	七三二五・一九	七三二五・一二
	その他のもの	その他のもの（溶接リンクのものに限る。）	スタッド付きチェーン	その他の鎖	スキッドチェーン	部分品	その他の鎖
項からの変更を除く。）	は、 RVC四十パーセント又 CC（第七二・一三項か ら第七二・一七項までの各	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント
							RVC四十パーセント

			七三・一八		七三・一七	七三・一六
七三二八・一二	七三二八・一一				七三二七・〇〇	七三二六・〇〇
その他の木ねじ	コーチスクリユー	ねじを切った製品	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリユー、スクリユーフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	鉄鋼製のいかり及びその部分品	その他の部分品
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント				RVC四十パーセント	RVC四十パーセント

七三二八・二九	七三二八・二三	七三二八・二二	七三二八・二一		七三二八・一九	七三二八・一六	七三二八・一五	七三二八・一四	七三二八・一三
その他のもの	リベット	その他の座金	ばね座金その他の止め座金	ねじを切つてない製品	その他のもの	ナット	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	セルフタッピングスクリュー	スクリューフック及びスクリューリング
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント

			七三・二〇		七三・一九
	七三二〇・九〇	七三二〇・二〇	七三二〇・一〇		
	その他のもの	コイルばね	板ばね及びそのばね板	鉄鋼製のばね及びばね板	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品
	は、 RVC 四十パーセント又は CC（第七二・〇八項から第七二・一七項までの各 項からの変更を除く。）	RVC 四十パーセント	RVC 四十パーセント		注釈 ばね座金その他の止め座金、その他の座金、リベット、コッター及びコッターピンを除く。
					RVC 四十パーセント

七三・二三	七三・二三	七三・二二	
食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）	RVC四十パーセント RVC四十パーセント又は、 CC

<p>第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びにこれら の部分品及び附属品（第八四類及び第八五類） 再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）</p>							
					七三・二六	七三・二五	七三・二四
	七三二六・二〇	七三二六・一九	七三二六・一一				
	鉄鋼の線から製造したもの	その他のもの	粉碎機用のグラインディングボールその他これに類する製品	鍛造又は型打ちをしたもの（更に加工したものを除く。）	その他の鉄鋼製品	その他の鑄造製品（鉄鋼製のものに限る。）	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）
	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント			RVC四十パーセント	RVC四十パーセント

						第八四類
					八四・〇七	
	八四〇七・三四	八四〇七・三三	八四〇七・三二	八四〇七・三一		
シリンダー容積が一、〇〇〇立方センチメートルを超えるもの	シリンダー容積が二五〇立方センチメートルを超え一、〇〇〇立方センチメートル以下のもの	シリンダー容積が五〇立方センチメートルを超え二五〇立方センチメートル以下のもの	シリンダー容積が五〇立方センチメートル以下のもの	ピストン式往復動機関（第八七類の車両の駆動に使用する種類のものに限る。）	ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関及びロータリーエンジンに限る。）	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント			

	八四・七三		八四・一五		八四・〇八
八四七三・三〇		八四一五・二〇		八四〇八・二〇	
第八四・七一項の機械の部分品及び附属品	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	第八七類の車両の駆動に使用する種類のエンジン	ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）
は、 C T H（第八五・四二項	R V C 四十パーセント又	R V C 四十パーセント		R V C 四十パーセント	

				第八五類	
	八五・二八		八五・二三		
		八五二三・九〇			
テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は	テレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）並びにビデオモニター及びビデオプロジェクター	その他のもの 注釈 磁気テープ、磁気ディスク及び磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。）を除く。	録音その他これに類する記録用の媒体（記録してないものに限るものとし、第三七類の物品を除く。）	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	からの変更を除く。）
		は、 RVC 四十パーセント又は、 CTH（第八五・四二項からの変更を除く。）			

		八五・四三		八五・四二		
八五四三・八一			八五四二・一〇		八五二八・一二	
プロキシミティカード及びプロキシミティタグ	その他の機器	電気機器（固有の機能を有するものに限るものと し、この類の他の項に該当するものを除く。）	集積回路を自蔵するカード（スマートカード）	集積回路及び超小形組立	カラーのもの	音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。）
は、 C T H（第八五・四二項			は、 R V C 四十パーセント又 C T H（第八五・四二項 からの変更を除く。）		R V C 四十パーセント	

		第八七類	第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）				
	八七・〇一						
八七〇一・二〇					八五四三・八九	八五四三・九〇	
セミトレーラー用の道路走行用トラクター	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		部分品	その他のもの		
RVC 四十パーセント				からの変更を除く。）	は、 RVC 四十パーセント又 CTH（第八五・四二項 からの変更を除く。）	は、 RVC 四十パーセント又 CTH（第八五・四二項 からの変更を除く。）	

八七・〇八	八七・〇七	八七・〇六	八七・〇四	八七・〇三	八七・〇二
		八七〇六・〇〇			
部分品及び附属品（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車のものに限る。）	車体（運転室を含むものとし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）	貨物自動車	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント	RVC四十パーセント

						八七・一四	八七・一一
八七二四・九二	八七二四・九一		八七二四・一九	八七二四・一一			
リム及びスポーク	フレーム体及び前ホーク並びにこれらの部分品	その他のもの	その他のもの	サドル	モーターサイクル（モペットを含む。）のもの	部分品及び附属品（第八七・一一項から第八七・一三項までの車両のものに限る。）	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
RVC四十パーセント	RVC四十パーセント		RVC四十パーセント	RVC四十パーセント			RVC四十パーセント

第九四類	第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）			第九一類	第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分及び附属品（第九〇類から第九二類まで）
			九一・一三		
		九一三・九〇			
家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するも		<p>その他のもの</p> <p>注釈 携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品で、貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの及び卑貴金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）を除く。</p>	<p>携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品</p>	<p>時計及びその部分品</p>	
	C C				

			九四・〇一	
	九四〇一・三〇	九四〇一・二〇	九四〇一・一〇	
回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	自動車に使用する種類の腰掛け	航空機に使用する種類の腰掛け	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品	のを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
は、 C T S H R V C 四十パーセント又	は、 C T S H R V C 四十パーセント又	は、 C T S H R V C 四十パーセント又		

	九四〇一・六九	九四〇一・六一		九四〇一・五〇	九四〇一・四〇
その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	その他のもの	アップホルスターのもの	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用ものを除く。）
	は、 C T S H R V C 四十パーセント又	は、 C T S H R V C 四十パーセント又		は、 C T S H R V C 四十パーセント又	は、 C T S H R V C 四十パーセント又

	九四・〇二			
	九四〇一・九〇	九四〇一・八〇	九四〇一・七九	九四〇一・七一
これらの部分品	部分品	その他の腰掛け	その他のもの	アップホルスターのもの
医療用又は獣医用の備用品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH

						九四・〇三
九四〇三・八〇	九四〇三・七〇	九四〇三・六〇	九四〇三・二〇	九四〇三・一〇		
その他の材料（とう、オージア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具	プラスチック製家具	その他の木製家具	その他の金属製家具	事務所において使用する種類の金属製家具	その他の家具及びその部分品	
は、 RVC四十パーセント又 CTSH	は、 RVC四十パーセント又 CTSH	は、 RVC四十パーセント又 CTSH	は、 RVC四十パーセント又 CTSH	は、 RVC四十パーセント又 CTSH		

					九四・〇四	
	九四〇四・九〇	九四〇四・二九	九四〇四・二一			
<p>その他のもの</p> <p>注釈 マットレスサポート、マットレス及び寝袋を除く。</p>	その他の材料製のもの	セルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のもの（被覆してあるかないかを問わない。）	マットレス	<p>寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート</p>		
<p>CC（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第</p>	CC	CC				CTSH

	第九六類		
九六・〇五		九四・〇六	
九六〇五・〇〇		九四〇六・〇〇	
トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	雑品	プレハブ建築物	
CC		は、 RVC四十パーセント又は CTSH	五二・〇八項から第五二・ 一二項までの各項、第五 三・〇九項から第五三・一 一項までの各項、第五四・ 〇七項、第五四・〇八項又 は第五五・一二項から第五 五・一六項までの各項から の変更を除く。）（布団に 限る。） CTH（布団を除く。）

		九六・一三		九六・〇九	九六・〇八
	九六一三・一〇				
	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものを除く。）	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用の木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH
	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH		は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH	は、 RVC四十パーセント又は、 CTSH

		九六一三・二〇	携帯用ライター（ガスを燃料として使用するものでガスの詰替えができるものに限る。）
	九六一三・八〇	その他のライター	は、 RVC四十パーセント又 CTSH
			は、 RVC四十パーセント又 CTSH

第一一部注釈（第五〇類から第六三類まで）

注釈1 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程について

は、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工

- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工
- (11) カレンダー仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ
- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジニング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工

- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう
- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はつ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工

- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工 (SG加工)
- (38) ソイルリリース加工 (SR加工)
- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工 (W&W加工)
- (43) 吸水加工

- (44) 防水加工
- (45) はっ水加工
- (46) ウェットデカタイジング
- (47) 防風加工
- (48) 針布起毛

注釈2 第六一類から第六三類までの各類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならぬ。